

一般財団法人フォーデイズ自立支援協会
評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人フォーデイズ自立支援協会（以下「当協会」という）が、定款第12条（評議員に対する報酬等）及び第28条（役員に対する報酬等）の規程に基づき非常勤の評議員及び非常勤の役員の報酬額（日額）及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 前条の評議員及び役員が、この法人の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。

2. 前項の報酬額は、1日につき2万円とする。
3. 前項にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。

(旅費交通費の支給)

第3条 第1条の評議員及び役員が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給し、領収書等を受領する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び規程の改廃は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。